

# 一般財団法人東京公証人協会 定款

昭和 44 年 5 月 10 日設置認可・同年 22 日登記

平成 23 年 3 月 28 日理事会決議

(整備法第 118 条による変更)

平成 24 年 3 月 21 日認可・同年 4 月 1 日登記

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般財団法人東京公証人協会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区霞が関一丁目 4 番 2 号大同生命霞が関ビル 5 階に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、公証制度の普及振興のため、内外の諸法制の調査研究を行い、併せて公証事務及びその施設の充実改善を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 公証制度及び公証事務に関する調査研究
- (2) 公証制度の普及及び振興を図るため、研究会、講演会等の開催並びに印刷物の刊行配布
- (3) 会員が法令により保管を義務付けられている書類及び帳簿の格納管理に必要な施設の建設並びに維持
- (4) 公証人役場の施設の充実改善のためにする研究及び助成
- (5) 会員相互の親睦及び互助
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要と認められる事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

(会員)

第 5 条 当法人の目的を達成するため会員を置き、東京法務局所属公証人をもって会員とする。

## 第2章 資産及び会計

### (基本財産)

第6条 次の各号に掲げる財産を当法人の目的である事業を行うための不可欠な基本財産とする。

- (1) 別表財産目録記載の財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附を受けた財産
- (3) 評議員会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を要する。

### (資産の管理)

第7条 当法人の資産の管理・運用は、会長が管理し、その管理に関する規則は理事会の決議によりこれを定める。

### (会費)

第8条 会員は、評議員会の定めるところにより、一定額の会費を納入する。

### (事業年度)

第9条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

### (事業計画及び収支予算)

第10条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これらを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入、支出をすることができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入、支出とみなす。
- 4 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、評議員及び会員の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算等)

第11条 当法人の事業報告及び決算等については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会において、第3号及び第4号の書類については承認を得るとともに、第1号及び第6号の書類については報告するものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 公益目的支出計画実施報告書

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

(評議員)

第12条 当法人に評議員3名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員は、理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。再任を妨げない。

2 任期終了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第15条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を別途支払うことができる。

## 第2節 評議員会

(構成)

第16条 当法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 残余財産の処分
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により、他の理事が招集する。
- 3 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 4 前項による請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第20条 会長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、通知を

発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の経路を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議の省略)

第23条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会の報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選任した議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

#### 第4章 役員

(役員の設定)

第26条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事を会長とする。

3 代表理事以外の理事のうち、業務執行理事（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第197条で準用する同法第91条1項2号に規定するものをいう。）として、副会長2名、経理担当理事3名を置く。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び経理担当理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、当法人の業務（以下「会務」という。）の執行を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会務を分担して執行する。

4 経理担当理事は、当法人の経理事務を分担して執行する。

5 会長、副会長は、経理担当理事を兼ねることができない。

6 会長及び副会長並びに経理担当理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、

監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会員以外の者から選出された監事には、評議員会の定めるところにより報酬を支払う。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(職員)

第33条 会長は、会務を処理するため職員を雇うことができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第34条 当法人に、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び経理担当理事の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は会長がこれに当たる。ただし、会長に事故等による支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 委員会

(倉庫委員会の設置)

第40条 当法人の所有する倉庫（書庫）の管理運営に関する事項について協議・検討するため、当法人に、倉庫委員会を設置する。

- 2 倉庫委員会は、委員7名をもって構成し、委員は会員の中から会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 委員会に委員長を置く。
- 5 委員長は、委員の中から会長が委嘱する。
- 6 委員会は、委員長が招集する。
- 7 委員会の議事については、議事録を作成し、委員長及び出席した委員1名がそれぞれ署名又は記名押印する。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第42条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 当法人の公告は、官報に掲載する方法による。

## 第9章 法令の準拠

(法令の準拠)

第45条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項で準用する同法第106条第1項に定める当法人設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項で準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

(設立当初の財産目録，会長評議員名省略)